

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和52年条例第21号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的及び業務)</p> <p>第18条 通所施設は、知的障害児その他の障害児の保護及び指導のため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。次条及び第19条の2において「法」という。)第6条の2に規定する障害児通所支援事業のうち、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 日常動作の訓練に關すること。 (2) 知識技能の付与に關すること。 (3) 集団生活への適応訓練の実施に關すること。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、通所施設は、知的障害児その他の障害児の保護及び指導のため、次の各号に掲げる業務(流山市立児童デイサービス)を行うものとする。</p> <p>(1) 療育知識の普及及び啓発に關すること。 (2) 療育相談に關すること。 (3) 保育所等への巡回相談及び指導に關すること。 (4) その他目的の達成のために必要な事項に關すること。</p> <p>(利用資格者)</p> <p>第19条 前条第1項の業務に係るサービスの提供を受けることができる者は、次の各号に掲げる施設のうち、次に掲げる施設に定むる者とする。</p> <p>(1) 流山市立つばさ学園 法第21条の5第1項の規定により障害児通所給付費の支給を受けた保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)の障害児とする。</p> <p>(2) 流山市立児童デイサービス 通所給付決定保護者の障害児(小学校</p>	<p>(目的及び業務)</p> <p>第18条 通所施設は、知的障害児その他の障害児の保護及び指導のため、次の各号に掲げる業務(流山市立児童デイサービス)を行うものとする。</p> <p>(1) 療育知識の普及及び啓発に關すること。 (2) 日常動作の訓練に關すること。 (3) 知識技能の付与に關すること。 (4) 集団指導に關すること。 (5) 療育相談に關すること。 (6) 保育所等への巡回相談及び指導に關すること。 (7) その他目的の達成のために必要な事項に關すること。</p> <p>(利用資格者)</p> <p>第19条 通所施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 流山市立つばさ学園 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この条及び次条において「法」という。)第21条の5第1項の規定により障害児通所給付費の支給を受けた保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)の障害児とする。</p> <p>(2) 流山市立児童デイサービス 通所給付決定保護者の障害児(小学校</p>

改正後	改正前
<p>就学前の者に限る。)とする。 (利用料)</p> <p>第19条の2 第18条第1項の業務に係るサービスの提供を受けようとする者は、当該利用に係る料金(次項において「利用料」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料の額は、法第21条の5の3第2項第2号の政令で定める額とする。</p>	<p>就学前の者に限る。)とする。 (利用料)</p> <p>第19条の2 通所施設を利用しようとする者は、当該利用に係る料金(次項において「利用料」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料の額は、法第21条の5の3第2項第2号の政令で定める額とする。</p>